

2021 年度前期 小樽商科大学

修学支援新制度のしおり

(給付奨学金申込/入学料・授業料免除)

《目次》

I 修学支援新制度の概要	．．．．． 1 ページ
II 修学支援新制度の支援区分および支援内容	．．．．． 2 ページ
III 支援対象者の要件	．．．．． 3 ページ
IV 入学料・授業料減免認定結果の通知について	．．．．． 4 ページ
V 申請方法	
(1) 高校予約採用者（新入生）	．．．．． 4 ページ
(2) 令和2年度に既に採用されている者（在学生）	．．．．． 7 ページ
(3) これから申し込みをする者（新入生・在学生共通）	．． 8 ページ

本しおりでは、修学支援新制度に基づく日本学生支援機構給付奨学金と本学の授業料免の申請に係る手続きについて説明しています。

日本学生支援機構給付奨学金の内容や継続手続きにかかる詳細については、日本学生支援機構給付型奨学金案内冊子及び日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

なお、本制度への申請書である「授業料等減免申請書（A 様式 1）」もしくは「授業料減免継続願（A 様式 2）」を提出期限までに大学へ提出した場合は、結果通知に記載された日まで授業料の支払いが免除されますので、その間は授業料を収めないでください。

I 修学支援新制度の概要

- ・本制度では、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生を対象に給付奨学金と併せて入学料・授業料減免を受けることができるしくみとなっています。
- ・修学支援新制度による入学料免除・授業料免除を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金を申請して給付奨学生に採用される必要があり、給付奨学生の支援区分に従い、入学料・授業料が免除されます。
- ・よって給付奨学金と授業料免除の片方のみを申請することはできず、双方に申請する必要があります。

Ⅱ. 修学支援新制度の支援区分および支援内容

- ・ 支援区分および支援内容は下表のとおりとなります。

(1) 支援区分

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の住民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること

(2) 支援内容

支援区分	給付奨学金（月額）		入学料・授業料免除 （年額）
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200 円（33,300 円）	66,700 円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500 円（22,200 円）	44,500 円	3分の2免除
第Ⅲ区分	9,800 円（11,100 円）	22,300 円	3分の1免除

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。修学支援新制度での支援を希望する方は、世帯の年収等に基づき、入学料と授業料の減免及び給付奨学金を受けられるかどうかの目安を日本学生支援機構のホームページにある「進学資金シミュレーター」により、あらかじめ調べることができます。

※第一種奨学金の貸与を受けている者で、給付奨学金を受給することとなった場合、に現在の貸与月額から減額されることがあるので注意してください（第一種奨学金の貸与月額が減額調整されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。減額調整後の第一種奨学金の月額は、給付奨学金案内 15 ページからご確認ください。

Ⅲ. 支援対象者の要件

令和3年度に本学に在学している者で、以下の(1)から(3)のいずれにも該当する者が支給対象となります。

(1) 学業成績に係る基準（詳細は給付奨学金案内8ページをご確認ください。）

在籍年数	学業成績に係る基準
1年次	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績により判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすこととなります。

なお、毎年、学業成績などの基準に関する判定が行われ、判定結果が「廃止」及び「停止」となった場合、奨学金の支給が打ち切られますので、注意してください。「廃止」の基準については、給付奨学金案内22ページの【適格認定における学業成績の基準】をご確認ください。

(2) 家計に係る基準

申請者と生計維持者が、「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。「収入基準」及び「資産基準」の詳細につきましては、給付奨学金案内9ページをご確認ください。

(3) その他の要件

次の①及び②のいずれにも（②は日本国籍でない人に限る。）該当する人が支給対象となります。詳細は、給付奨学金案内6ページ及び13ページをご確認ください。

- ① 大学等への入学時期等に関する要件
- ② 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

IV. 入学料・授業料減免認定結果の通知について

- ・入学料・授業料免除の審査結果につきましては、8月中旬～8月下旬頃に通知する予定です。
- ・全額免除者については結果をメールで通知します。
(キャンパススクエアに登録されたメールアドレス宛にメールを送信します)
- ・一部免除・不許可となった者については結果を書面で通知します(授業料関係通知送付先(本人または保護者)へ郵送します)。
- ・審査の結果、認定対象とならなかった、又は、免除額が一部のみの場合は、免除とならなかった授業料の残りの額(認定対象とならなかった者は授業料全額)を令和3年9月30日(木)までに納付しなければなりません。

V. 修学支援新制度申請方法

- (1) 高校予約採用者(新入生)・・・4ページ
- (2) 令和2年度日本学生支援機構給付奨学金に採用された者・・・7ページ
- (3) これから申し込みをする者(新入生・在学生共通)・・・8ページ

(1) 高校予約採用者(新入生)

【申請方法概要】

①進学届の記入

- (①-a) 進学届入力下書き用紙記入
- (①-b) 識別番号の交付申請
- (①-c) 進学届の入力(進学届専用HPアドレスにて入力)

②必要書類の提出(提出先:大学)

- ・令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】
- ・進学届入力下書き用紙
- ・奨学金振込口座の通帳のコピー
- ・自宅外通学であることの証明書類(自宅外通学者のみ)

① 進学届の記入

(①-a) 「進学届入力下書き用紙」の記入

進学届を提出する前に「進学届入力下書き用紙」に必要事項を記入してください。
記入した「進学届入力下書き用紙」は大学に提出することになりますので紛失しないようにしてください。

本学ホームページから、ダウンロードできます。

【進学届入力下書き用紙の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→
→「I. 学部学生授業料・入学料免除申込受付（私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者（3浪以上の者）を除く）」
→「I-1 修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除制度→「○申込方法」の下

「進学届入力下書き用紙」の記入が終わりましたら、「進学届入力下書き用紙」の24ページに記載の進学届提出チェックリストをもとに、記入した内容を確認してください。

※振込口座の内容に誤りがある場合、奨学金の振込が遅れる原因になりますので、正しく入力してください。

(①-b) 識別番号の交付申請（4月2日～受付開始）

進学届は、日本学生支援機構のスカラネットから入力しなければなりません。

スカラネットの入力には、「識別番号」のID及びパスワードが必要です。「識別番号」のID及びパスワードは、学生支援係からメールにて通知するので、一度、以下の内容をメールで送付してください。

- ・宛先：g-shien☆office.otaru-uc.ac.jp（☆を@に変えてください）
- ・件名：識別番号送付希望
- ・メール本文
 - ①氏名
 - ②氏名のふりがな
 - ③学生番号（4月2日の入学式で学生証が交付されますので、そちらを確認してください。）

①-c) 進学届の入力（入力期限 5 月 23 日）

日本学生支援機構の進学届専用HPアドレスにアクセスをし、「進学届入力下書き用紙」の記入内容に従い、進学届を入力してください。

■日本学生支援機構「進学届専用HPアドレス」：<https://www.sas.jasso.go.jp>

なお、進学届の入力日によって初回振込日が以下のとおり変わりますのでご注意ください。

（提出日：4月2日～4月7日 →奨学金初回振込日が4月21日になります。）

（提出日：4月8日～4月22日 →奨学金初回振込日が5月14日になります。）

（提出日：4月23日～5月23日 →奨学金初回振込日が6月11日になります。）

② 関係書類の提出

進学届の入力後、速やかに、以下の書類を学生支援係に提出してください。

（提出物一覧）

- ・ **令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】**
※裏面にある【進学後記入欄】の記入を必ず行ってください。
※入学手続き時に提出した書類はコピーですので、原本を提出してください。
※原本を既に提出されている方は、提出不要です。

- ・ **進学届入力下書き用紙**

- ・ **奨学金振込口座の通帳のコピー**

- ・ **自宅外通学であることの証明書類のコピー（自宅外通学者のみ）**
※「賃貸借契約書」，「入寮選考結果」等を提出してください
※自宅外通学につきましては、要件が定められておりますので、「日本学生支援機構給付奨学金案内」をご確認ください。
※証明書類が不備なく提出・審査されるまでは、「自宅月額」が給付されます。

(2) 令和2年度以前入学生で給付奨学金に採用されている者

・令和2年度前期もしくは後期に日本学生支援機構給付奨学金に採用され、授業料の免除を受けた者については、「授業料減免継続願(A様式2)」を大学に提出することによって、引き続き採用区分に応じた授業料免除を受けることができます。

・ただし、令和2年度末適格認定(学業)において、「廃止」・「停止」の認定を受けた場合、授業料免除を受けることができません。

申請方法

本学ホームページから「授業料減免継続願(A様式2)」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入後ダウンロードし、4月12日(月)までに学生センター内学生支援係窓口へ直接提出するか、郵送(必着)で提出してください。

郵送で提出する場合の宛先：〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

(※提出の際は封筒の表に、朱書きで『授業料免除関係書類』と記載してください。)

【授業料減免継続願(A様式2)の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→

→「I. 学部学生授業料・入学料免除(私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者(3浪以上の者)を除く)」

→「I-1 修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除制度→「○申込方法」の下

(3) (新入生・在学学生共通) これから申込を行う場合 (在学採用申し込み)

【申請方法概要】

①大学へ「授業料等減免申請書 (A様式1)」を提出 (4月12日まで)

②日本学生支援機構給付型奨学金への申し込み

- (2-a) 必要書類の取り寄せ
- (2-b) 給付奨学金確認書の記入
- (2-c) スカラネット下書き用紙の記入
- (2-d) スカラACの入力
- (2-e) マイナンバー提出書類の作成

③必要書類の提出

- 日本学生支援機構への提出物
 - ・ マイナンバー提出書 (スカラネット入力後1週間以内に郵送)
- 大学への提出物
 - ・ 給付奨学金確認書
 - ・ スカラネット下書き用紙
 - ・ 奨学金振込口座の通帳コピー (スカラネット下書き用紙に貼付)
 - ・ 在留資格及び在留期間が明記している証明書 (※該当者のみ)
 - ・ 児童養護施設等の入所又は里親による養育が分かる証明書類 (※該当者のみ)

※「①」と「②及び③」の作業は同時並行で行ってください。

※特に生計維持者 (親等) と離れて暮らしている学生は、事前に生計維持者による給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書の記入・署名・押印、さらに、生計維持者のマイナンバー関係書類 (詳細はd-2-1) 認書類を参照) を生計維持者から取り寄せることが必要となりますので、早めに準備を進めてください。

②及び③の作業は、以下の提出期限までに手続きを行ってください。

受付期間 (大学への提出期限)	マイナンバー 必着期限	初回振込日
4月2日 (金) ~4月23日 (金)	4月30日 (金)	6月11日 (金)
4月24日 (土) ~5月24日 (月)	5月31日 (月)	7月9日 (金)

① 授業料等減免申請書（A様式1）の提出（提出先：学生支援係）

「授業料等減免申請書（A様式1）」を本学ホームページからダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、4月12日（月）までに学生センター内学生支援係窓口へ直接提出するか、郵送（必着）で提出してください。

郵送で提出する場合の宛先：〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

（※提出の際は封筒の表に、朱書きで『授業料免除関係書類』と記載してください。）

【授業料等減免申請書（A様式1）の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除，徴収猶予」→

→「I. 学部学生授業料・入学料免除申込受付（私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者（3浪以上の者）を除く）」

→「I-1 修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除制度→「○申込方法」の下

② 日本学生支援機構給付奨学金の申請

（②-a）必要書類の取り寄せ

必要書類は学生センター内学生支援係窓口で受領するか、郵送での受領を希望する者は、210円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（角形2号封筒）を用意し、封筒の表に『給付奨学金必要書類希望』と朱書きで記載のうえ、

学生支援課学生支援係宛に郵送してください。（宛先は8ページに記載しています）

（②-b）給付奨学金確認書の作成・提出（提出先：学生支援係）

「給付奨学金確認書の記入例」に従い、申込者本人と生計維持者の双方で記入・署名・押印の上、学生支援係まで郵送願います。

なお、申請者が未成年者の場合は、親権者又は未成年後見人の欄にも記入・署名・押印が必要です。

（②-c）「スカラネット入力下書き用紙」の記入

インターネットで申込みを行う前に、入力に必要な情報をあらかじめ「給付奨学金案内」の12ページと13ページの間に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

（②-d）スカラネットの入力

必要事項を記入した「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、日本学生支援機構のウェブサイトであるスカラネットにアクセスして入力します。

■日本学生支援機構「スカラネット」

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

なお、スカラネットの入力には、「識別番号」の ID 及び PW が必要です。
「識別番号」の ID 及び PW は、メールで学生支援係から送付するので、次項の内容をメールで送ってください。※送られたメールに返信する形でお伝えします。

宛先：g-shien☆office.otaru-uc.ac.jp（☆を@に変えてください）

件名：識別番号送付希望

本文：①学生番号

②氏名

③氏名のふりがな

続いて、スカラネット入力下書き用紙を見ながらスカラネットに入力し、**最後に受付番号が表示されますので、受付番号の印刷（スクリーンショット）を行ってください。**受付番号は後述する d-1) のマイナンバー提出書に記入することになります。

なお、スカラネットの入力日によって初回振込日が以下のとおり変わりますのでご注意ください。

(2-e) マイナンバー提出書の作成

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。本学から配付もしくは郵送される「マイナンバー提出書のセット」を確認し、次の (1) ~ (3) の書類を整えてください。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力後、1 週間以内に同封の提出用封筒に入れて、本学ではなく直接日本学生支援機構へ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送してください。

(1) マイナンバー提出書

「マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認のうえ、作成してください。

あなたとあなたの生計維持者の署名・押印が必要です。

(2) 番号確認書類

申請者（学生本人）と申請者の生計維持者のマイナンバー（個人番号）が記載された書類の提出が必要です。

次のいずれかの書類を、あなたとあなたの生計維持者それぞれ 1 点提出してください。

- ・ マイナンバーカード裏面のコピー
- ・ 通知カードのコピー
- ・ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（原本又はコピー）

※1 発行日・発行印があり、発行日が6か月以内のものが有効です。

※2 1枚にあなたとあなたの生計維持者それぞれのマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、1枚で複数人の番号確認書類として使用できます（ただし、あなたとあなたの生計維持者の情報のみが記載されたものに限ります）。

(3) 身元確認書類

あなたの身元を確認する書類の提出が必要です。書類により2点必要な場合がありますので「マイナンバー（個人番号）の提出方法」チラシを確認のうえ、提出してください。

③必要書類の提出

（日本学生支援機構への提出物）

- ・マイナンバー提出書

（大学への提出物）

- ・給付奨学金確認書

- ・スカラネット下書き用紙

- ・奨学金振込口座のコピー（スカラネット下書き用紙に貼付）

- ・在留資格及び在留期間が明記している証明書（該当者のみ）

この奨学金に申込みができる在留資格等には制限があります。申込みができる在留資格につきましては、「給付奨学金案内」の15ページで確認してください。

提出書類は、在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、「住民票の写し」（原本）等、在留資格・在留期間が明記されたものの、いずれか1点が必要になります。

- ・児童養護施設等の入所又は里親による養育が分かる証明書類（該当者のみ）

18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合、このことが分かる日付が記載された証明書類を提出する必要があります。

提出書類は、「施設等在籍証明書（施設長発行）」「児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）」「措置解除決定通知書（児童相談所発行）」等があり、日本学生支援機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも構いません。